

(6) 支部規定改正(案)

支部規定第 10 条(顧問に関する規定)を削除する。支部役員については、学会規則第 31 条第 2 項において、支部長、副支部長、支部監事の 3 役が定められている。支部の規定もこれにしたがい、役員については、支部長、副支部長、支部監事の 3 役とし、顧問を廃止する。これによって、現行の第 10 条は廃止し、第 11 条～第 16 条は番号を繰り上げ、第 10 条～第 15 条とする。

また、同様に学会規則にしたがい、現在の監査を支部監事と表記を改める。

改正前

第1項 総則

第 1 条 (公社)日本地すべり学会定款第 2 条にもとづいて新潟県に支部を置き、(公社)日本地すべり学会 新潟支部(以下、支部という)と称する。

第 2 条 支部は、新潟県及び近県在住の(公社)日本地すべり学会の正会員、学生会員、賛助会員及び名誉会員をもって構成する。

第 3 条 支部は、(公社)日本地すべり学会の目的を達成するための事業のうち、支部に関するものを行う。

第 4 条 支部の事務局は下記に置く。

新潟市西区五十嵐 2 の町 8050 新潟大学災害・復興科学研究所内

第2項 役員, 顧問

第 5 条 支部に次の役員を置く。

支部長 1 名, 副支部長 若干名, 監査 2 名

幹事長 1 名, 副幹事長 若干名(県担当課係長 1 名を含む)

幹事 20 名以内(幹事長, 副幹事長を含まず)

第 6 条 支部長, 副支部長, 監査は、前年度役員会が支部内の会員のうちから推薦し、総会において承認を得る。幹事長, 副幹事長及び幹事は支部長が委嘱する。

第 7 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 8 条 支部長は支部を代表し、その会務を総理する。副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときには、その職務を代行する。監査は支部の会計を監査し、総会にこれを報告する。

第 9 条 幹事は会務を処理し、幹事長はこれを総括する。副幹事長は幹事長を補佐する。

第 10 条 総会の承認のもとに顧問を置くことができる。顧問は支部長経験者又はそれ相当の者とする。

第3項 会議

第 11 条 支部の会議は総会、役員会とする。定例総会は毎年 1 回、臨時総会、役員会は支部長が必要と認めたとときに招集する。

第 12 条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、支部長の決定による。総会の議長は支部長とする。

第4項 会計

第 13 条 支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 14 条 支部の経費は、本部交付金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第 15 条 支部の予算と決算は、総会の承認をうけ、支部長は会長に報告する。

第5項 付則

第 16 条 この規定を改廃しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

付 則 この規定は、平成 12 年 5 月 12 日より実施する。

改正後（変更個所にアンダーライン）

第1項 総則

- 第1条 （公社）日本地すべり学会定款第2条にもとづいて新潟県に支部を置き，（公社）日本地すべり学会 新潟支部（以下，支部という）と称する。
- 第2条 支部は，新潟県及び近県在住の（公社）日本地すべり学会の正会員，学生会員，賛助会員及び名誉会員をもって構成する。
- 第3条 支部は，（公社）日本地すべり学会の目的を達成するための事業のうち，支部に関するものを行う。
- 第4条 支部の事務局は下記に置く。
新潟市西区五十嵐2の町 8050 新潟大学災害・復興科学研究所内

第2項 役員

- 第5条 支部に次の役員を置く。
支 部 長 1名，副支部長 若干名，支部監事 2名
幹 事 長 1名，副幹事長 若干名（県担当課係長1名を含む）
幹 事 20名以内（幹事長，副幹事長を含まず）
- 第6条 支部長，副支部長，支部監事は，前年度役員会が支部内の会員のうちから推薦し，総会において承認を得る。幹事長，副幹事長及び幹事は支部長が委嘱する。
- 第7条 役員任期は2年とし，再任を妨げない。
- 第8条 支部長は支部を代表し，その会務を総理する。副支部長は，支部長を補佐し，支部長に事故あるときには，その職務を代行する。支部監事は支部の会計を監査し，総会にこれを報告する。
- 第9条 幹事は会務を処理し，幹事長はこれを総括する。副幹事長は幹事長を補佐する。

第3項 会議

- 第10条 支部の会議は総会，役員会とする。定例総会は毎年1回，臨時総会，役員会は支部長が必要と認めたときに招集する。
- 第11条 総会の議事は，出席者の過半数をもって決定し，可否同数のときは，支部長の決定による。総会の議長は支部長とする。

第4項 会計

- 第12条 支部の会計年度は，毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第13条 支部の経費は，本部交付金，寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 第14条 支部の予算と決算は，総会の承認をうけ，支部長は会長に報告する。

第5項 付則

- 第15条 この規定を改廃しようとするときは，総会の議決を経なければならない。
- 付 則 この規定は，平成28年5月13日より実施する。